

13. 福利厚生事業の状況 (平成27年4月1日現在)

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 名 称          | 薩摩川内市職員厚生会      |
| 会 員 数        | 1,059人          |
| 負担金率(事業主:会員) | 2/1000 : 4/1000 |

\*地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行うため、職員厚生会を設置し、職員の福利厚生事業を実施しています。

14. 職員の分限および懲戒処分など (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

| 処分内容   | 処分数 | 処分事由         |
|--------|-----|--------------|
| 分限     |     |              |
| 免 職    | 0人  |              |
| 降 任    | 0人  |              |
| 休 職    | 8人  | 心身の故障による長期休養 |
| 降 給    | 0人  |              |
| 失 職    | 0人  |              |
| 懲戒処分など |     |              |
| 免 職    | 0人  |              |
| 停 職    | 0人  |              |
| 減 給    | 1人  | 不適切な事務処理     |
| 戒 告    | 1人  | 交通事故         |
| 訓 告 等  | 30人 | 交通事故、管理監督者責任 |

15. 服務に関する義務

| 区 分               | 内 容                                           | 根拠法令       |
|-------------------|-----------------------------------------------|------------|
| 命 令 に 従 う 義 務     | 職員は、法令に従いかつ上司の職務命令に従わなければならない。                | 地方公務員法第32条 |
| 信用失墜行為の禁止         | 職員は、職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはならない。        | 〃第33条      |
| 秘 密 を 守 る 義 務     | 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。       | 〃第34条      |
| 職 務 に 専 念 す る 義 務 | 職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。     | 〃第35条      |
| 政 治 行 為 の 制 限     | 職員は、政治活動などをしてはならない。                           | 〃第36条      |
| 争 議 行 為 な ど の 禁 止 | 職員は、ストライキなどをしてはならない。                          | 〃第37条      |
| 営 利 企 業 従 事 制 限   | 職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。 | 〃第38条      |

16. 職員研修の状況 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

| 研修名       | 研修者数 | 研修内容                  |
|-----------|------|-----------------------|
| 派 遣 研 修   | 12人  | 資源エネルギー庁、鹿児島県、気仙沼市ほか  |
| 専 門 研 修   | 26人  | 自治大学校、県自治研修センターほか     |
| 職 務 別 研 修 | 164人 | 管理監督者研修ほか             |
| 特 別 研 修   | 256人 | 法制執務研修、職員コンプライアンス研修ほか |
| 合 計       | 458人 |                       |

17. 勤務評定の状況 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

| 評定期                  | 評定の状況               |
|----------------------|---------------------|
| 平成27年4月1日～平成27年9月30日 | 条件付採用期間中の職員の勤務評定を実施 |
| 平成27年4月1日～平成28年1月31日 | 全職員を対象として、職務行動評価を実施 |

18. 公務災害の発生状況

| 加入団体                  | 災害件数 | 災害の概要 |
|-----------------------|------|-------|
| 地方公務員災害補償基金<br>鹿児島県支部 |      | 該当なし  |

\*合併後の災害発生分で、平成27年度中に公務災害の認定を受けたものに限る。

19. 公平委員会業務の状況

| 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 不利益処分に関する不服申立ての状況 |
|------------------|-------------------|
| 該当なし             | 該当なし              |

10. 職員の任免および職員数

| 区 分       | 平成26年度末職員数<br>(平成27年3月31日) | 平成27年度中 |     |                 | 平成27年度末<br>職員数<br>(平成28年3月31日) |
|-----------|----------------------------|---------|-----|-----------------|--------------------------------|
|           |                            | 採用者     | 退職者 | うち国県など<br>への派遣者 |                                |
| 行 政 職     | 819人                       | 21人     | 38人 | 14人             | 802人                           |
| 医 療 職     | 21人                        | 3人      | 3人  | 0人              | 21人                            |
| 消 防 職     | 140人                       | 6人      | 1人  | 0人              | 145人                           |
| 技 能 労 務 職 | 47人                        | 0人      | 7人  | 0人              | 40人                            |
| 合 計       | 1,027人                     | 30人     | 49人 | 14人             | 1,008人                         |

11. 職員の勤務時間 (平成27年4月1日現在)

| 区 分                   | 標準の勤務時間など                                     |
|-----------------------|-----------------------------------------------|
| 勤 務 を 要 す る 日         | 毎週月曜日から金曜日までの週5日間<br>*国民の祝日および12月29日から1月3日を除く |
| 1 日 当 た り の 勤 務 時 間   | 午前8時30分から午後5時15分まで<br>*実質勤務時間は7時間45分          |
| 1 週 間 当 た り の 勤 務 時 間 | 38時間45分(7時間45分×5日間)                           |
| 年 間 総 勤 務 時 間         | 2,015時間(38時間45分×52週)                          |

12. 休暇・休業制度 \*取得実績は、平成27年の1月1日から12月31日までの期間

| 休暇・休業の種類         | 休暇日数など                              | 取得実績                                                         |             |
|------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------|
| 有<br>給<br>休<br>暇 | 年次有給休暇                              | 1年につき20日付与<br>前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越                     | 1人当平均 11.9日 |
|                  | 夏 季 休 暇                             | 7月から9月までの間に3日                                                | 1人当平均 2.7日  |
|                  | 産 前 休 暇                             | 妊娠した職員に対し、出産予定日まで8週間以内の付与                                    | 取得者 7人      |
|                  | 産 後 休 暇                             | 出産した職員に対し、出産日の翌日から8週間付与                                      | 取得者 6人      |
|                  | 生 理 休 暇                             | 生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合、連続2日以内で必要と認める期間を付与                  | 取得者 14人     |
|                  | 生後1年の育児休暇                           | 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳などを行う場合、1日2回、1回30分付与   | 取得者 34人     |
|                  | 妊 娠 中 又 は 出 産 後 1 年 以 内 の 健 康 審 査 等 | 妊娠中または出産後1年以内の女性職員が保健指導または健康審査を受ける場合                         | 取得者 6人      |
|                  | 結 婚 休 暇                             | 結婚する職員に連続7日以内                                                | 取得者 6人      |
|                  | 配 偶 者 出 産 休 暇                       | 配偶者の出産に対し、5日以内                                               | 取得者 30人     |
|                  | 子 の 養 育 休 暇                         | 妻が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む)の養育のために、5日以内の付与 | 取得者 1人      |
|                  | 子 の 看 護 休 暇                         | 中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため、1年に5日以内の付与                            | 取得者 264人    |
|                  | 父 母 ・ 配 偶 者 及 び 子 の 祭 日             | 各祭日ごとに1日                                                     | 取得者 7人      |
|                  | 忌 引 休 暇                             | 職員が葬儀、服喪その他、親族の死亡に伴う行事などに対し付与。親族の区分により1日から10日                | 取得者 159人    |
|                  | 病 気 休 暇                             | 負傷または疾病のため療養する必要がある場合、180日以内の付与                              | 取得者 272人    |
| 無<br>給<br>休<br>暇 | 介 護 休 暇                             | 負傷または疾病などにより2週間以上にわたり介護をしなければならない職員に対し、6カ月以内の必要な期間           | 取得者 0人      |
|                  | 組 合 休 暇                             | 職員組合活動に従事する場合に30日以内の付与                                       | 取得者 0人      |
| 休 業              | 育 児 休 業                             | 3歳に達する日まで1回<br>(ただし、1回に限り期間の延長ができる)                          | 取得者 13人     |